

国民年金のお知らせ

問 本荘年金事務所 ☎ 24 - 1111
市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

学生納付特例制度のご案内

日本国内に住所のある20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

納付を猶予された期間は、すべて年金を受給するために必要な資格期間に入りますが、将来受け取る老齢基礎年金の受給額は減額されます。ただし、受給額を満額に近づけるために、猶予期間の保険料をあとから納める（追納）こともできます。（追納できるのは10年以内です。また、2年を過ぎると当時の保険料に一定額が加算されます）

『学生納付特例制度』の対象となるのは、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が〈118万円＋（扶養親族の数×38万円）〉以下であることが条件です。

新規申請の際には在学証明書（原本）または学生証の写しが必要です。

学生納付特例の継続申請について

『学生納付特例制度』の承認期間は4月から翌3月まで（年度の途中で20歳になった場合は、誕生日の前日の属する月からその年度末まで）となります。令和元年度に『学生納付特例制度』により保険料の納付を猶予されていた方で、令和2年度も引き続き在学予定の方には基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の申請書が送付されています。（令和2年2月から3月に新規で申請された場合は、令和2年6月頃に継続申請用のハガキが届きます）

前年度と同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、今年度の継続申請ができます。（在学証明書および学生証の写しの添付は不要です）

なお、今年度『学生納付特例制度』を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、年金事務所へご連絡ください。

令和元年度水質検査結果・令和2年度水質検査計画を公表

問 上下水道課 ☎ 74 - 7090

令和元年度に実施した上水道水質検査結果および、令和2年度の上水道水質検査計画を、笹森クリーンセンター、各市民サービス班で公表しています。

閲覧希望の方は、各窓口にお申し出ください。

市営住宅等入居者募集

問 建設課 ☎ 38 - 4307

申込 申請書に必要な書類（申請者・同居人の所得・納税証明書、住民票謄本等）を添付して提出

申込期限 4月30日(木)

家賃 14,000円～55,000円（入居する住宅や世帯収入・人数によって変動）

敷金 決定した家賃の3カ月分

入居の資格 ・現に住宅に困窮していること
・月の収入が基準以内であること
・入居後、同居する親族があること
・暴力団員ではないこと

※応募が複数あった時は、締め切り後に抽選を行います。（困窮具合による優先あり）

※入居予定者で自己または共有名義の持ち家がある方は原則入居できません。

※建石およびさくら（ただし60歳以上等要件あり）は単身入居が可能です。

※バリアフリーについてはお問い合わせください。

市営住宅松ヶ丘（象潟：鉄筋3階または2階） 18戸

H 5年築…2LDK 1階3戸
2階1戸
3階1戸

H 6年築…2LDK 1階1戸
2階2戸

H 7年築…2LDK 1階1戸
2階1戸
3階1戸

H 8年築…2LDK 2階1戸
3階1戸

H 10年築…2LDK 3階2戸
H 14年築…2LDK 3階2戸
H 20年築…1LDK 1階1戸

市営住宅建石（象潟：鉄筋3階） 22戸

S 53年築…2LDK 1階2戸
2階2戸
3階3戸

S 55年築…2LDK 2階2戸
3階1戸

S 56年築…2LDK 1階1戸
2階1戸
3階3戸

S 57年築…2LDK 3階2戸
S 59年築…2LDK 1階1戸
2階3戸
3階1戸

特定住宅下山（象潟：木造平屋） 4戸

H 9年築…3LDK 4戸

市営住宅高森（金浦：木造2階） 1戸

H 3年築…3Kメゾネット式1戸

市営住宅さくら（仁賀保：鉄筋3階） 8戸

S 63年築…2LDK 1階2戸
2階3戸
3階3戸

市営住宅はまなす（仁賀保：鉄筋2階） 2戸

H 1年築…2LDKメゾネット 2戸

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ～後期高齢者医療制度は75歳以上の方が加入する医療保険制度です～

問 市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

◆保険料について

令和2年度（令和2年4月1日）から後期高齢者医療の保険料が変更となります。

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。皆さんが納める保険料は制度を支える大切な財源となります。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で賦課されます。変更内容は下記のとおりです。

		令和元年度まで	令和2年度から	現行との比較
保険料率 (年額)	均等割	39,710円	43,100円	+3,390円
	所得割	8.07%	8.38%	+0.31%

※令和2年度から保険料の上限は64万円となります。※所得金額＝総所得金額－基礎控除（33万円）



◆保険料の軽減について

所得の低い世帯の方には、世帯主と被保険者の所得に応じて、均等割額が軽減される措置があります。

◆保険料の納め方について

保険料は、原則年金から天引き（特別徴収）されますが、資格取得時（加入した時）や、年金の額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替（普通徴収）により納めていただきます。

犬を飼い始める方、飼っている方へのお願い

問 生活環境課 ☎ 32 - 3033

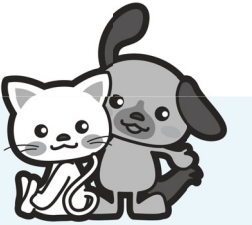
犬を飼う場合、飼い主は生後90日以上の子犬が家に来た日から30日以内に市役所に登録しなければなりません。登録すると鑑札が交付され、万一飼い犬がいなくなった時や保護された時の重要な手がかりになります。登録は犬の戸籍であり住民票ですので、飼い犬が亡くなった時も届出が必要です。また、犬を飼っている方が住所変更する場合は、犬の住所変更の届出も必要です。受付窓口にて手続きをお願いします。

【犬に関する届出】

届出の種類	手数料
犬の登録	1頭3,000円
犬の死亡	無し※火葬の場合は別途料金
住所・飼い主等の変更	無し
鑑札の再交付	1頭1,600円

【受付窓口】

生活環境課
金浦市民サービスセンター ☎ 38 - 4300
税務課市民サービス班 ☎ 43 - 7500



－飼い主へのお願い－

- ◇習性を正しく理解して、終生責任をもって飼いましょう。
- ◇生後91日以上の子犬は、年1回予防注射を受ける事が義務づけられています。
- ◇飼育場所周辺の方に迷惑をかけることのないように注意しましょう。（鳴き声、糞尿の臭気、毛などの生活環境、適正なしつけや訓練をしましょう）
- ◇放し飼いはしないでください。近隣への迷惑だけでなく、思わぬ事故につながります。
- ◇散歩中の糞は必ず処理できる袋を携帯して持ち帰りましょう。携帯していてもそのまま放置していく方やまき散らしていく方がいます。放置されて困っている方のことを考えて、マナーを守り清潔なまちづくりを心がけましょう。

もし飼い犬がいなくなった場合は、生活環境課に連絡してください。その際は、登録した時の鑑札番号、犬の特徴（種類や毛の色、雄雌）を伝えてください。鑑札は首輪につけておくと、重要な手がかりになります。市では一時保護しても、飼い主が見つからない場合は保健所に引き渡します。保健所での返還には費用がかかるので注意しましょう。

◆のら猫にはえさをあたえない

のら猫が庭を荒らしたり、糞をしたりという被害が増えています。自分で飼う気がない猫に無責任に餌を与えたりすることは止めてください。可哀想な猫を増やす事に繋がります。餌を与えるのならきちんと責任をもって飼い、他人に迷惑のかかる事のないよう心がけましょう。